

- ケアハウスについては、介護専用型特定施設が不足していることから、介護専用型の整備を重点的に支援する必要があります。

〔養護老人ホーム〕

- 都内の養護老人ホームは、32 施設（定員 3,904 人）で、建築後 25 年以上経過している施設が約 4 割を占めており、施設の建て替えが課題となっています。
- 都内の養護老人ホームの入居者のうち、約 3 割は要支援 1～要介護 3 を中心とした要介護者です。都内の養護老人ホームは、介護保険法上の特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の指定を受けていませんので、介護サービス利用の際は、個別に外部の介護事業者を利用することになります。
- 養護老人ホームの入所待機者数は、ここ数年減少していますが、養護老人ホームへの措置が必要な人は依然として存在しています。また被虐待高齢者の緊急保護などの新たなニーズもありますが、全体として、東京都における養護老人ホームの需要は縮小していく傾向にあります。

< 都内における養護老人ホームの待機者数（各年 4 月 1 日現在） >

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
待機者数	1,285	1,243	1,032	901	793

資料：東京都福祉保健局「月報 福祉行政・衛生行政統計」

【施策の方向】

- 区市町村が算定した利用者数の見込みにより都が定めた必要利用定員総数に基づき、各圏域の必要数を確保します。
- 推定利用定員⁶の総数が必要利用定員総数に達している、または上回る圏域において指定申請があった場合には、都は、当該施設の所在する区市町村の意見を十分に斟酌した上で指定の可否を決定することとします。（推定利用定員の総数が必要利用定員総数を上回る場合には、都は特定施設としての指定をしないことができるとされています。）
- また、養護老人ホームが特定施設の指定を受ける場合は、指定の拒否は行いません。介護療養型医療施設が特定施設へ転換する場合については、必要利用定員総数に基づく指定の拒否は行わないこととします。

⁶ 推定利用定員

混合型特定施設の利用者のうち、介護保険給付の対象として見込まれる利用者数。都では、現在及び将来の利用状況を踏まえ、母体施設定員の 70%で算定。

- 介護専用型特定施設（有料老人ホーム）について、建物の所有者（オーナー）に対する整備費を補助し、ケアハウスについては、介護専用型特定施設の指定を受けるものを補助対象とし、設置促進に努めます。
- 消費者トラブルに適切に対応するため、消費者センター、東京都国民健康保険団体連合会との連携を強化します。また契約をめぐるトラブルを防止するため、有料老人ホームの選び方に関する普及啓発に取り組みます。
- 養護老人ホームについては、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の指定や建て替え時の介護保険施設等への転換などを検討していきます。

【主な施策】

・ 介護専用型有料老人ホームの設置促進〔福祉保健局〕

介護専用型有料老人ホームの整備を行うため、その経費の一部を補助します。

・ ケアハウスの設置促進〔福祉保健局〕

介護専用型ケアハウスの整備を行うため、その経費の一部を補助します。

・ 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業【再掲】〔福祉保健局〕

未利用の都有地を活用し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所を整備することにより、地域に密着した介護サービス基盤の整備を進めていきます。

・ 区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕【再掲】〔福祉保健局〕

学校跡地等、区市町村の公有地を貸し付けて特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護専用型特定施設入居者生活介護を受けるケアハウスの整備事業を実施する際、その施設整備費に区市町村単独補助を行う場合に、その整備費補助事業に対して補助を行います。

<介護専用型特定施設の必要利用定員総数（圏域別）>

単位：人

老人福祉 圏域別	平成 20 年度			平成 21 年度			
	高齢者 人 口	必要利用定員総数		高齢者 人 口	必要利用定員総数		
			高齢者比			高齢者比	20 年度比
区中央部	138,424	470	0.34%	140,962	454	0.32%	96.6%
区南部	202,375	471	0.23%	207,692	458	0.22%	97.2%
区西南部	234,019	336	0.14%	237,406	325	0.14%	96.7%
区西部	218,574	465	0.21%	221,777	452	0.20%	97.2%
区西北部	362,889	1,082	0.30%	370,221	1,049	0.28%	97.0%
区東北部	274,302	196	0.07%	283,639	300	0.11%	153.1%
区東部	246,842	384	0.16%	256,335	382	0.15%	99.5%
区部計(A)	1,677,425	3,404	0.20%	1,718,032	3,420	0.20%	100.5%
西多摩	80,814	64	0.08%	84,404	64	0.08%	100.0%
南多摩	273,029	180	0.07%	287,144	178	0.06%	98.9%
北多摩西部	120,798	97	0.08%	125,120	97	0.08%	100.0%
北多摩南部	177,088	340	0.19%	182,667	329	0.18%	96.8%
北多摩北部	147,563	221	0.15%	152,229	218	0.14%	98.6%
多摩計(B)	799,292	902	0.11%	831,564	886	0.11%	98.2%
島しょ	8,334	4	0.05%	8,512	4	0.05%	100.0%
島しょ計(C)	8,334	4	0.05%	8,512	4	0.05%	100.0%
合計 (D=A+B+C)	2,485,051	4,310	0.17%	2,558,108	4,310	0.17%	100.0%

老人福祉 圏域別	平成 22 年度				平成 23 年度			
	高齢者 人 口	必要利用定員総数			高齢者 人 口	必要利用定員総数		
		高齢者比	20 年度比			高齢者比	20 年度比	
区中央部	142,447	454	0.32%	96.6%	143,663	454	0.32%	96.6%
区南部	211,042	458	0.22%	97.2%	214,157	458	0.21%	97.2%
区西南部	238,958	325	0.14%	96.7%	240,380	325	0.14%	96.7%
区西部	223,464	452	0.20%	97.2%	225,469	452	0.20%	97.2%
区西北部	375,947	1,049	0.28%	97.0%	379,669	1,049	0.28%	97.0%
区東北部	289,284	300	0.10%	153.1%	292,285	300	0.10%	153.1%
区東部	261,695	382	0.15%	99.5%	270,628	382	0.14%	99.5%
区部計(A)	1,742,837	3,420	0.20%	100.5%	1,766,251	3,420	0.19%	100.5%
西多摩	86,620	64	0.07%	100.0%	88,523	64	0.07%	100.0%
南多摩	300,287	178	0.06%	98.9%	310,843	178	0.06%	98.9%
北多摩西部	129,446	97	0.07%	100.0%	133,296	97	0.07%	100.0%
北多摩南部	186,275	329	0.18%	96.8%	188,758	329	0.17%	96.8%
北多摩北部	155,285	218	0.14%	98.6%	157,633	218	0.14%	98.6%
多摩計(B)	857,913	886	0.10%	98.2%	879,053	886	0.10%	98.2%
島しょ	8,643	4	0.05%	100.0%	8,799	4	0.05%	100.0%
島しょ計(C)	8,643	4	0.05%	100.0%	8,799	4	0.05%	100.0%
合計 (D=A+B+C)	2,609,393	4,310	0.17%	100.0%	2,654,103	4,310	0.16%	100.0%

<混合型特定施設の必要利用定員総数（圏域別）>

（単位：人）

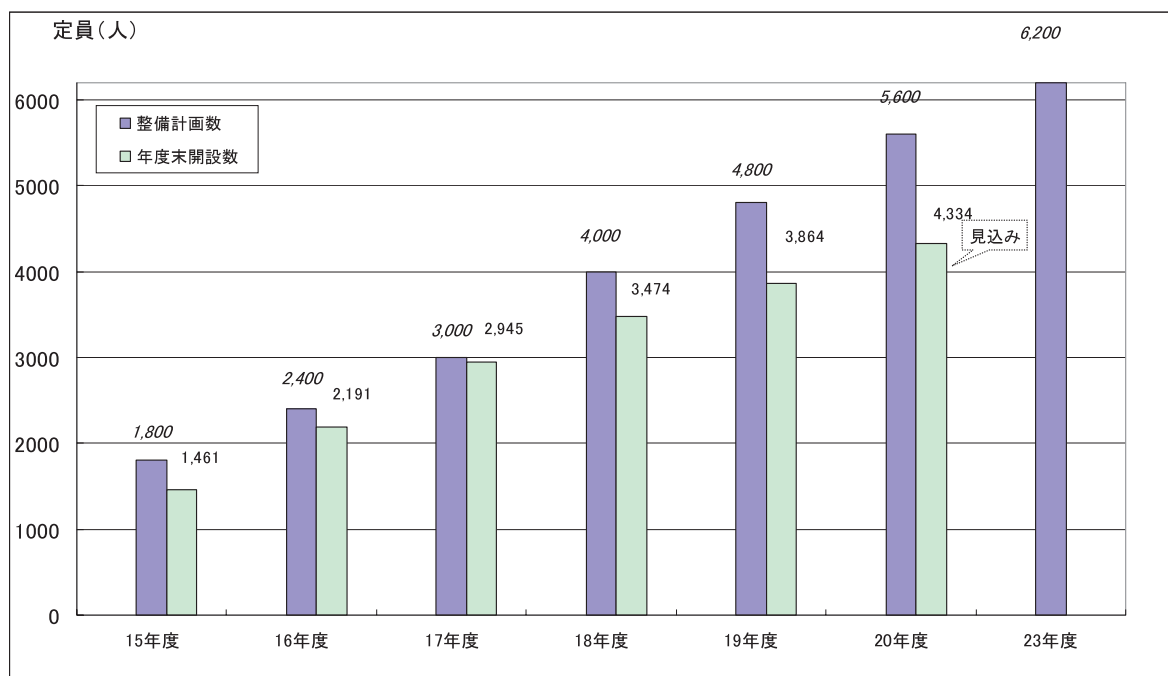
老人福祉 圏域別	平成 20 年度			平成 23 年度			
	高齢者 人 口	必要利用定員総数		高齢者 人 口	必要利用定員総数		
			高齢者比			高齢者比	20 年度比
区中央部	138,424	917	0.66%	143,663	1,401	0.98%	152.8%
区南部	202,375	1,456	0.72%	214,157	2,433	1.14%	167.1%
区西南部	234,019	2,369	1.01%	240,380	3,640	1.51%	153.7%
区西部	218,574	1,487	0.68%	225,469	2,670	1.18%	179.6%
区西北部	362,889	1,642	0.45%	379,669	2,815	0.74%	171.4%
区東北部	274,302	1,576	0.57%	292,285	2,291	0.78%	145.4%
区東部	246,842	1,005	0.41%	270,628	1,865	0.69%	185.6%
区部計(A)	1,677,425	10,452	0.62%	1,766,251	17,115	0.97%	163.7%
西多摩	80,814	195	0.24%	88,523	294	0.33%	150.8%
南多摩	273,029	1,643	0.60%	310,843	3,234	1.04%	196.8%
北多摩西部	120,798	403	0.33%	133,296	742	0.56%	184.1%
北多摩南部	177,088	1,320	0.75%	188,758	2,296	1.22%	173.9%
北多摩北部	147,563	447	0.30%	157,633	1,052	0.67%	235.3%
多摩計(B)	799,292	4,008	0.50%	879,053	7,618	0.87%	190.1%
島しょ	8,334	0	0.00%	8,799	1	0.01%	-
島しょ計(C)	8,334	0	0.00%	8,799	1	0.01%	-
合計 (D=A+B+C)	2,485,051	14,460	0.58%	2,654,103	24,734	0.93%	171.1%

5 認知症高齢者グループホームの整備

【現状と課題】

- 都内では、一人暮らしや認知症など見守りが必要な高齢者が増大しています。その認知症高齢者が家庭的な環境の中で介護や日常生活上の世話を受けることができる認知症高齢者グループホームを充実する必要があります。
- 認知症高齢者グループホームは、平成18年度に地域密着型サービスの一つに位置付けられ、日常生活圏域を単位とした区市町村の整備計画に基づき整備されていくことになりました。
- しかし、地価が高く土地の確保が困難であることや他業種との競合から介護人材確保が困難になっていること、小規模な事業のためスケールメリットが少なく一部のホームでは赤字経営であることなどから、認知症高齢者グループホームの設置が進みにくい地域があります。
- また、平成19年6月に消防法施行令等が改正され、一定規模以上の認知症高齢者グループホームに対して、スプリンクラー設備等の設置が義務付けられたことに伴い、平成23年度末までに事業者として防火設備整備を完了する必要があります。

<認知症高齢者グループホームの整備状況>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

＜消防法施行令等の改正内容＞

設備等	基準		公布日	施行日	対策完了 期日
	現状	改正後			
消火器	延べ面積 150 m ² 以上	すべて	平成 19 年 6 月 13 日	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
スプリンクラー 一設備※	延べ面積 1,000 m ² 以上	延べ面積 275 m ² 以上 ※特定施設水道連結 型スプリンクラー で対応可能			平成 24 年 3 月 31 日
自動火災報知 設備※	延べ面積 300 m ² 以上	すべて			経過措置 なし
消防機関へ通 報する火災報 知設備※	延べ面積 500 m ² 以上	すべて			
消防機関の 検査	延べ面積 300 m ² 以上	すべて			
防火管理者 の選任	収容人員 30 人以上	収容人員 10 人以上			

※ 認知症高齢者グループホームの防火対策緊急整備支援事業 補助対象設備

【施策の方向】

- 認知症高齢者グループホームの定員を平成 23 年度末までに 6,200 人に増員します。
- 多様な設置主体による認知症高齢者グループホームの整備を進めるとともに整備率の低い区市町村に対する重点的な補助単価の加算や公有地の活用など、より多様な整備手法を駆使して事業者の負担軽減を図り、整備を引き続き促進します。
- スプリンクラー設備等の設置が義務化された認知症高齢者グループホームに対して、防火設備を設置する経費を支援することにより、グループホームの防火安全対策を強化します。
- ユニット数の制限（現行制度は 2 ユニット 18 名まで）の緩和を引き続き国に提案要求していきます。